

## 有料化の動向について

## 1 国の動き

## 基本方針の策定

平成13年5月に『廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針』を策定した。

平成17年5月の改正では、市町村の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加された。

なお、平成22年12月にも改正されたが、一般廃棄物処理の有料化の推進等の記載については、変更がなかった。

平成19年6月には、施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化され「一般廃棄物処理有料化の手引き」を都道府県・市町村に通知している。

「一般廃棄物処理有料化の手引き」において、有料化の主な目的は、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革などとし、市町村の一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための施策手段として位置づけている。

別紙「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」参照

## 2 東京都の動向

## 東京都廃棄物処理計画

平成23年1月の東京都廃棄物審議会の答申において主要施策の一つとして「既に有料化を導入している市町村の減量効果やリバウンドの有無、戸別(各戸)収集などの併用施策の取組状況を調査・分析するとともに、導入を検討している区市町村と実施済みの区市町村との情報交換の場を設定するなど、積極的に導入の支援をしていく必要がある。」としている。

また、平成23年6月に改定された東京都廃棄物処理計画において「家庭から排出される一般廃棄物の排出を抑制するためには家庭ごみの有料化が有効な施策の一つである。東京都内においても22市町において家庭ごみの有料化を導入している(平成22年4月現在)。

都は、東京都全体の共通課題として、既に有料化を導入している市町村の減量効果やリバウンドの有無、戸別(各戸)収集などの併用施策の取組状況を調査・分析するとともに、導入を検討している区市町村と実施済みの区市町村との情報交換の場を設定するなど、積極的に導入の支援を行っていく。

有料化の料金と処理経費との関係を明らかにすることは、住民の理解を得るこ

とに有効であるため、区市町村に対し、処理経費について公表することを働きかけていく。」と記載している。

### 3 22区の動向

各区においては、審議会の答申等を受け数区が有料化を検討している。

第5回循環型推進会議の資料4参照

### 4 多摩地区の動向

26市中19市が有料化を実施している。

なお、有料化を導入する際には、生活保護世帯や高齢者世帯、育児・介護に使用した紙おむつを排出する場合に対し、手数料の減免を実施している自治体も見受けられる。

第5回循環型推進会議の資料4参照

### 5 練馬区の動向

平成20年1月、練馬区循環型社会推進会議（第4期）が「“ごみ半減”をめざした3Rの推進について」の答申をした。

（答申文の抜粋）

#### 【 家庭ごみの有料化について 】

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"><li>・有料化について行政と住民が徹底的に議論することにより、ごみ問題に対する当事者意識が高まり、ごみが減少する。</li><li>・経済的インセンティブや住民のごみ問題への意識の高まり、有料化に伴うリサイクル施策の充実など、様々な要因が相乗的に組み合わさってごみが減り、ごみ減量につながる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・有料化による費用負担を回避するために、不法投棄される懸念がある。</li><li>・有料化を実施している自治体では、1年ぐらいは、ごみが減るが5年ぐらいで戻る例も見られる。時間の経過や都市部を特徴づける大規模な人口流動に伴い、住民のごみ問題に対する意識が薄れて、リバウンドが生じる。</li></ul>

【 戸別収集について 】

メリット	デメリット
<p>・有料化実施とあわせて戸別収集を実施することにより、住民自身のごみを管理するという意識が定着する。また、戸別収集を行うことで、住民の利便性の向上、分別の徹底、適正排出の確保が期待される。</p>	<p>・有料化に伴う戸別収集を実施することで、ごみを出しやすくなるため、資源物がごみとして排出されることが考えられる。また、集積所を中心として形成されたコミュニティを壊すことにもなる。</p>

【 検討すべき課題 】

区民との合意形成	不法投棄対策	リバウンド対策
集団回収の充実	リサイクルシステムの拡充	料金体系・手数料額
手数料徴収方法	2 3 区間での連携・協調	

第4期の会議体では

有料化で発生抑制の効果は確かにあるが、リバウンドの課題がある。有料化の施策を各市町村で見ると、経済的インセンティブの要素は少なからずあるが、市民に対して徹底した問題提起をし、市民の間に議論が沸き、必然的にごみを減らさなければいけないという意識が高まる。

リバウンドは、その意識が薄れるからリバウンドする。意識が薄れるのは、時間の経過もあるが、人口の入れ替わりが激しい点にある。

有料化をした後の不法投棄対策等も十分に考えなければいけない。

などの議論を踏まえ、答申文では『家庭ごみの有料化は、有力な発生抑制策の一つであるが、区民に直接的な負担を求める施策であることから、実施にあたっては、区民の理解と協力が何よりも必要である。また、推進会議では、検討課題などについて一定の整理を行ったところであるが、これらを踏まえ、今後、国や都、他区の動向を注視しつつ、検討を一層深めていくべきである。』と結んでいる。